

第116期 定時株主総会

株主総会参考書類〈別冊〉

第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

新株予約権の内容

(招集ご通知P26「株式移転計画書」の別紙2-①-1～別紙2-⑬-2)

ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容

(招集ご通知P27「株式移転計画書」の別紙3-①～別紙3-②)

株式会社 静岡銀行

証券コード：8355

株式会社静岡銀行第 1 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は 100 株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2007 年 7 月 27 日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2007 年 7 月 28 日から 2032 年 7 月 27 日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて 365 日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から 1 年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1 個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2032年7月27日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2008年7月18日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2008年7月19日から2033年7月18日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2033年7月18日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2009年7月24日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2009年7月25日から2034年7月24日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2034年7月24日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第 4 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は 100 株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2010年 7月23日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2010年 7月24日から 2035年 7月23日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて 365 日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から 1 年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第 331 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1 個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2035年7月23日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2011年7月22日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2011年7月23日から2036年7月22日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2036年7月22日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2012年7月24日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2012年7月25日から2037年7月24日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2037年7月24日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2013年7月23日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2013年7月24日から2038年7月23日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2038年7月23日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2014年7月22日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2014年7月23日から2039年7月22日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

8. 新株予約権の取得に関する事項

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6. に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記8. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記10. に準じて決定する。

12. 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2039年7月22日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2015年7月21日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2015年7月22日から2040年7月21日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

- ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
- ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、又は当行に多大な損害を与える行為をした場合
- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
- ④ 新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合

- ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
 - (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1 個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - (4) 相続人による権利行使
 - ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1 個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から 6 ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当行が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に基づき算定した資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2040年7月21日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2016年7月19日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2016年7月20日から2041年7月19日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

- ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
- ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、又は当行に多大な損害を与える行為をした場合
- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
- ④ 新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合

- ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
 - (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1 個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - (4) 相続人による権利行使
 - ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1 個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から 6 ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記 7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当行が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に基づき算定した資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 2. に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2041年7月19日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価値を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2017年7月18日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2017年7月19日から2042年7月18日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。

- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合

② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合

A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合

B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合

C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、又は当行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
- ④ 新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
- ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
 - ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
8. 新株予約権の取得に関する事項

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

 - (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当行が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2042年7月18日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価値を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2018年7月17日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2018年7月18日から2043年7月17日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。

- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合

② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合

A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合

B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合

C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、又は当行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
- ④ 新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
- ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
 - ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

 - (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当行が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
- 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
- 10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
- 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2043年7月17日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行第13回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2019年7月16日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2019年7月17日から2044年7月16日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。

- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合

② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合

A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合

B. 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合

C. 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、又は当行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
- ④ 新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
- ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
 - ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- 8. 新株予約権の取得に関する事項

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

 - (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当行が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当行の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
- 9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。
- 10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
- 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ第13回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個の行使により新たに発行又はこれに代えて移転（以下、当該発行又は移転を「付与」という。）する当社普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日から2044年7月16日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、株式会社静岡銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が株式会社静岡銀行の取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に株式会社静岡銀行の取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して株式会社静岡銀行の取締役を解任された場合
 - A. 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当社又は株式会社静岡銀行の方針に反する行為をした場合
 - B. 当社及び株式会社静岡銀行の代表者の承諾なくして、株式会社静岡銀行の取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C. 当社又は株式会社静岡銀行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当社又は株式会社静岡銀行の体面を汚した場合、又は当社又は株式会社静岡銀行に多大な損害を与える行為をした場合

- ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、若しくは当社又は株式会社静岡銀行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当社の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
- ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
8. 新株予約権の取得に関する事項
- 前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (1) 新株予約権者が、前記7. の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
 - (2) 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。）
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が当社の株主総会（株主総会の決議が不要な場合は当社の取締役会。）において決議された場合（完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）
9. 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
- 新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. に準じて決定する。

- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記 6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 6. に定める期間の末日までとする。
 - (5) 新株予約権の取得に関する事項
前記 8. に準じて決定する。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記 10. に準じて決定する。
12. 端数の取扱い
新株予約権者に付与する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上

株式会社静岡銀行
2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 社債の名称
株式会社静岡銀行2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権に関する事項
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（3）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 本新株予約権の総数
3,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記3（7）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
(ロ) 転換価額は13,876米ドルとする。
(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式（当行が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & & & \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前} & \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \\ & & \text{転換価額} & \end{array}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
2018年2月8日から2023年1月11日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記3（4）（イ）又は（ロ）記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記3（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日（下記（7）（イ）に定義する。）が償還日の東京における2営業日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記（7）（イ）又は（ロ）記載の当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、③下記3（4）（ハ）乃至（ホ）記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、④下記3（5）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤下記3（6）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年1月11日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に係る預託日（以下に定義する。）が、本社債の利息の支払に係る基準日から利払日（下記3（2）（ロ）に定義する。）までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。
- また、下記（7）（イ）記載の本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日（同日を含まない。）から行使取得日（同日を含む。）までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さら

に、下記（7）（ロ）記載の当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2022年10月25日（同日を含まない。）から取得期日（下記（7）（ロ）に定義する。）（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等（下記 3（4）（ハ）に定義する。）を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、①預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当行が指定する期間中、又は②預託日が2022年10月26日（同日を含む。）以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日である場合には、①下記 3（4）（イ）若しくは（ロ）に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までの間（但し、下記 3（4）（ロ）において線上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）又は②下記 3（4）（ハ）乃至（ホ）に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日（同日を含まない。）から償還日（同日を含む。）までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2022年10月26日（同日を含む。）以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記 3（9）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件（下記（6）記載の条件を含む。）が満足された日をいう。

- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
- (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (ロ) 2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額（0.1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日（但し、2018年1月1日に開始する四半期に関しては、2018年2月8日）から末日（但し、2022年10月1日に開始する四半期に関しては、2022年10月25日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

四半期	転換制限水準
2018年12月31日までに終了する四半期	200%
2019年における四半期	180%
2020年における四半期	160%
2021年における四半期	140%
2022年における四半期	130%

但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間は適用されない。

- ①（i）ムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）による当行の長期優先債務の格付がBaa3より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はムーディーズによりかかる格付がなされなくなった期間であり、（ii）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「S&P」という。）による当行の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はS&Pによりかかる格付がなされなくなった期間であり、かつ、（iii）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当行の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はR&Iによりかかる格付がなされなくなった期間

- ② 当行が、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、下記3（4）記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記3（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
- ③ 当行が組織再編等を行うにあたり、上記（5）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間
- 「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- 一定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。
- 一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記3（9）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。
- （ハ）2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当行普通株式の終値を当該預託日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、本新株予約権を行使することができる。
- （7）当行による本新株予約権付社債の取得
- （イ）本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得
- 本新株予約権付社債権者により行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が、上記（5）記載の期間内で、かつ、2022年10月25日（同日を含む。）までの日である場合、当行は、かかる預託日から35暦日後の日（以下「行使取得日」という。）に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産（以下に定義する。）を交付する。
- 「行使取得交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（Ⅰ）本社債の額面金額相当額の金銭、及び（Ⅱ）行使取得転換価額（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり行使取得平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当行普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。
- 「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の2取引日後の日（同日を含む。）に始まる10連続取引日（以下「行使取得関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値（0.1セント未満を四捨五入）をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記（3）（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整される。
- 「行使取得転換価額」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{行使取得最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たり行使取得平均VWAP}$$

上記算式において「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記（3）（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整される。

（ロ）当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得

当行は、2022年1月25日から2022年10月11日までの間、いつでも、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、2023年1月5日（以下「取得期日」という。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。）することができる。

当行は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。かかる場合、当行は、取得期日（同日を含まない。）までの経過利息を支払う。

当行による本（ロ）に基づく本新株予約権付社債の取得は、当行普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。

また、当行が下記3（4）（イ）若しくは（ロ）に従った繰上償還の通知を行った場合、下記3（4）（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記3（4）（二）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合、当行は、以後本（ロ）に基づく取得通知を行うことはできない。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（Ⅰ）本社債の額面金額相当額の金銭及び（Ⅱ）転換価額（以下に定義

する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日の30取引日前の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値(0.1セント未満を四捨五入)をいう。当該20連続取引日中に上記(3)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、取得期日の30取引日前の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価額をいう。

(ハ) 当行は、上記(イ)又は(ロ)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

(8) 当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して下記3(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(3)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)からとし、かつ上記(5)に定める本新株予約権を行使することができる期間中とする。

- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（6）（ロ）及び（ハ）と同様の制限を受ける。
 - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を上記（7）（イ）と同様に取得し、また、上記（7）（ロ）と同様に取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- （ハ）当行は、上記（イ）の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

3. 本社債に関する事項

（1）本社債の総額

3億ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（2）本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

（イ）利率

本社債の額面金額に対して、3ヶ月米ドルLIBORから0.5%を引いた利率（年率）とする。但し、かかる利率は、年0%を下回らないものとする。

（ロ）利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、毎年1月25日、4月25日、7月25日及び10月25日（同日が営業日（以下に定義する。）でない場合には、翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日））（以下それぞれを「利払日」という。）に四半期分が後払いされる。各本社債の利息は、①当該本社債に係る本新株予約権の行使請求がなされた場合で預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日であるときは、当該預託日の直前の利払日（かかる利払日がない場合には2018年1月25日）以降、②当該本社債に係る本新株予約権の行使請求がなされた場合で預託日が2022年10月26日（同日を含む。）以降の日であるときは、当該行使の効力が発生する日本における暦日の直前の利払日以降、③当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得が行われた場合には、取得期日以降、また、④本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、本社債の正当な呈示が行われたにもかかわらず、本社債に関する支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

本（2）において、「営業日」とは、米ドル預金がロンドン銀行間市場において取り扱われ、かつ、ロンドン並びに（かかる日に支払が行われる場合には）ニューヨーク市及び東京において商業銀行及び外国為替市場が業務を行っている日をいう。

（3）本社債の満期償還

2023年1月25日（同日が利払日でない場合には、同日に最も近接する利払日）（以下「償還期限」という。）に本社債の額面金額の100%で償還する。

（4）本社債の繰上償還

（イ）クリーンアップ条項による繰上償還

本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、45日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、いずれかの利払日を償還日として、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（同日を含まない。）までの利息を付して繰上償還することができる。但し、当行が下記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記（二）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合又は上記2（7）（ロ）に従った取得通知を行った場合には、以後本（イ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当行が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当行が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して45日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、いずれかの利払日を償還日として、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（同日を含まない。）までの利息を付して繰上償還することができる。但し、当行が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当行に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当行は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当行が下記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記（二）（イ）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合又は上記 2（7）（ロ）に従った取得通知を行った場合には、以後本（ロ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a) 上記 2（8）（イ）記載の措置を講ずることができない場合、又は (b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を当行が受託会社に対して交付した場合、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする（但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当行と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当行が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当行の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当行の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当行の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当行が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当行の義務が他の会社に取り付けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当行以外の者（以下「公開買付者」という。）により当行普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当行が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当行又は公開買付者が、当該取得後も当行が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（ハ）記載の償還の場場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記（ホ）に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本（二）記載の当行の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当行は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知したうえで、当該通

知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

当行が本（二）記載の償還義務と上記（ハ）又は下記（ホ）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記（ハ）又は下記（ホ）の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当行普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当行普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合、当行の特別支配株主による当行の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当行の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当行普通株式の併合を承認する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（ハ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ハ) 上記にかかわらず、上記 2（7）（イ）に基づき、行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日となる行使がなされ、かかる行使請求に係る行使取得日が償還日以降となる場合には、当該本新株予約権に係る本社債について、上記（ハ）、（二）及び（ホ）記載の償還に係る規定は適用されない。

(5) 買入消却

当行は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当行の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当行に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当行に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当行は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

4. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

以上

株式会社しずおかフィナンシャルグループ
2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 社債の名称

株式会社しずおかフィナンシャルグループ2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。また、本計画第6条表2第1欄に掲げる株式会社静岡銀行2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を、以下「旧新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「旧社債」、新株予約権のみを「旧新株予約権」という。）

2. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（3）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の総数

本株式移転（本計画本文で定義する。）により当社が株式会社静岡銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時に株式会社静岡銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された旧新株予約権の数と同一の数

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、本株式移転により当社が株式会社静岡銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において有効な旧新株予約権付社債の転換価額と同額とする。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & \text{既発行} & + & \text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{株式数} & & \text{時価} \\ & & \text{転換価額} & & & & \hline & & & & \text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本持株会社成立日（本計画本文で定義する。）から2023年1月11日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記3（4）（イ）又は（ロ）記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記3（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日（下記（7）（イ）に定義する。）が償還日の東京における2営業日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含まない。）までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記（7）（イ）又は（ロ）記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、③下記3（4）（ハ）乃至（ホ）記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。）、④下記3（5）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤下記3（6）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年1月11日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に係る預託日（以下に定義する。）が、本社債の利息の支払に係る基準日から利払日（下記3（2）（ロ）に定義する。）までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。

また、下記（７）（イ）記載の本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日（同日を含まない。）から行使取得日（同日を含む。）までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、下記（７）（ロ）記載の当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2022年10月25日（同日を含まない。）から取得期日（下記（７）（ロ）に定義する。）（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（下記 3（４）（ハ）に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2022年10月26日（同日を含む。）以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日である場合には、①下記3（4）（イ）若しくは（ロ）に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35日前の日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までの間（但し、下記3（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）又は②下記3（4）（ハ）乃至（ホ）に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日（同日を含まない。）から償還日（同日を含む。）までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2022年10月26日（同日を含む。）以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記3（9）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券（下記3（7）に定義する。）及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件（下記（6）記載の条件を含む。）が満足された日をいう。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、2022年9月30日に終了する四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、株式会社静岡銀行普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（0.1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、翌四半期の初日から2022年10月25日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間は適用されない。

- ① (i) ムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）による当社の長期優先債務の格付がBaa3より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はムーディーズによりかかる格付がなされなくなった期間であり、(ii) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「S&P」という。）による当社の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はS&Pによりかかる格付がなされなくなった期間であり、かつ、(iii) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はR&Iによりかかる格付がなされなくなった期間
- ② 当社が、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、下記3（4）記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記3（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記（5）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に定め本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における株式会社静岡銀行普通株式又は当社普通株式の「終値」とは、それぞれ、株式会社東京証券取引所におけるその日の株式会社静岡銀行普通株式又は当社普通株式の普通取引の終値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」（又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ）に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記3（9）記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

- (ハ) 2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当社普通株式の終値を当該預託日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、本新株予約権を行使することができる。
- (7) 当社による本新株予約権付社債の取得
- (イ) 本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得

本新株予約権付社債権者により行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が、上記（5）記載の期間内で、かつ、2022年10月25日（同日を含む。）までの日である場合、当社は、かかる預託日から35暦日後の日（以下「行使取得日」という。）に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産（以下に定義する。）を交付する。

「行使取得交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（Ⅰ）本社債の額面金額相当額の金銭、及び（Ⅱ）行使取得転換価額（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり行使取得平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の2取引日後の日（同日を含む。）に始まる10連続取引日（以下「行使取得関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値（0.1セント未満を四捨五入）をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記（3）（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整される。

「行使取得転換価額」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{行使取得最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり行使取得平均VWAP}$$

上記算式において「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記（3）（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整される。

- (ロ) 当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得

当社は、2022年10月3日から2022年10月11日までの間、いつでも、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、2023年1月5日（以下「取得期日」という。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。）することができる。

当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。かかる場合、当社は、取得期日（同日を含まない。）までの経過利息を支払う。当社による本（ロ）に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。

また、当社が下記3（4）（イ）若しくは（ロ）に従った繰上償還の通知を行った場合、下記3（4）（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記3（4）（二）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合、当社は、以後本（ロ）に基づく取得通知を行うことはできない。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（Ⅰ）本社債の額面金額相当額の金銭及び（Ⅱ）転換価額（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日の30取引日前の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値（0.1セント未満を四捨五入）をいう。当該20連続取引日中に上記（3）（ハ）記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、取得期日の30取引日前の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価額をいう。

- (ハ) 当社は、上記（イ）又は（ロ）に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。
- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記 3（4）（ハ）（b）記載の証明書を交付する場合、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は上記 3（ハ）と同様の調整に服する。
（i）合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
（ii）上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）からとし、かつ上記（5）に定める本新株予約権を行使することができる期間中とする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（6）（ロ）及び（ハ）と同様の制限を受ける。
 - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を上記（7）（イ）と同様に取得し、また、上記（7）（ロ）と同様に取得することができる。

- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

3. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額のうち、本株式移転の効力発生日の直前において未償還の金額とする。

(2) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(イ) 利率

本社債の額面金額に対して、3ヶ月米ドルLIBORから0.5%を引いた利率（年率）とする。但し、かかる利率は、年0%を下回らないものとする。

(ロ) 利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、毎年1月25日、4月25日、7月25日及び10月25日（同日が営業日（以下に定義する。）でない場合には、翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日））（以下それぞれを「利払日」という。）に四半期分が後払いされる。各本社債の利息は、①当該本社債に係る本新株予約権の行使請求がなされた場合で預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日であるときは、当該預託日の直前の利払日（かかる利払日がない場合には2018年1月25日）以降、②当該本社債に係る本新株予約権の行使請求がなされた場合で預託日が2022年10月26日（同日を含む。）以降の日であるときは、当該行使の効力が発生する日本における暦日の直前の利払日以降、③当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得が行われた場合には、取得期日以降、また、④本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、本社債の正当な呈示が行われたにもかかわらず、本社債に関する支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

本（2）において、「営業日」とは、米ドル預金がロンドン銀行間市場において取り扱われ、かつ、ロンドン並びに（かかる日に支払が行われる場合には）ニューヨーク市及び東京において商業銀行及び外国為替市場が業務を行っている日をいう。

(3) 本社債の満期償還

2023年1月25日（同日が利払日でない場合には、同日に最も近接する利払日）（以下「償還期限」という。）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、45日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、いずれかの利払日を償還日として、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（同日を含まない。）までの利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が下記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記（二）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合又は上記2（7）（ロ）に従った取得通知を行った場合には、以後本（イ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して45日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、いずれかの利払日を償還日として、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（同日を含まない。）までの利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当社が下記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記（二）（イ）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合又は上記 2（7）（ロ）に従った取得通知を行った場合には、以後本（ロ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

（ハ）組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、（a）上記 2（8）（イ）記載の措置を講ずることができない場合、又は（b）承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書が当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする（但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

（二）上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（ハ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記（ホ）に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本（二）記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が本（二）記載の償還義務と上記（ハ）又は下記（ホ）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記（ハ）又は下記（ホ）の手続が適用されるものとする。

(ホ) スウィーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スウィーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スウィーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スウィーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（ハ）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）に当該償還日（同日を含まない。）までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 上記にかかわらず、上記2（7）（イ）に基づき、行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が2022年10月25日（同日を含む。）までの日となる行使がなされ、かかる行使請求に係る行使取得日が償還日以降となる場合には、当該本新株予約権に係る本社債について、上記（ハ）、（二）及び（ホ）記載の償還に係る規定は適用されない。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 本社債の担保又は保証

(イ) 本社債には、担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

(ロ) 株式会社静岡銀行は、本社債の元金支払義務等につき保証する。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

4. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

以上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across the entire width of the page, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.